

○周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成25年 1 月15日要綱第 1 号の 2

改正

平成30年10月23日要綱第69号

令和 3 年 1 月14日要綱第 2 号

令和 3 年 6 月11日要綱第80号

令和 4 年 6 月 3 日要綱第84号

令和 7 年 6 月19日要綱第83号

周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3 月26日制定）及び山口県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づき、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転事業を行う者に対して、予算の範囲内で補助を行うことについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、使用する用語の意義は、特に定めのない限り、国の定める社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3 月26日制定）の用語の例による。

2 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しい、次の第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）又は第 1 号から第 5 号までのいずれかの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、市が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難指示については、当該指示が行われた日から 6 月を経過している住宅に限る。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第 1 項の規定により指定した災害危険区域

(2) 山口県建築基準条例（昭和47年山口県条例第42号）第 7 条に規定する擁壁を設けなければならない区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第 57号。以下「土砂災害防止法」という。）第 9 条第 1 項の規定により山口県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(4) 土砂災害防止法第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域

(5) 事業着手時点で過去 3 年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

(交付の対象等)

第 3 条 市長は、毎年度予算の範囲内で事業に要する経費につき、当該事業を行う者に対し補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付の対象となる経費区分、補助事業の内容及び補助対象額は、別表のとおりとする。

3 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 前条第 2 項第 3 号の土砂災害特別警戒区域でない区域に存すること。

(2) 市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項に規定する市街

化調整区域)であって土砂災害警戒区域(土砂災害防止法第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域)又は浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ3メートル以上の区域に限る。)に該当する区域外に存すること。

- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、危険住宅の所有者(特段の事由により所有者が本事業を実施できない場合は、市長が適当と認める者)とし、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 補助金の交付を受けようとする者が、周南市暴力団排除条例(平成23年周南市条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 対象となる事業が、山口県又は周南市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を受けていないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費内訳書

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修に要する経費内訳書

(3) 危険住宅及び移転先の位置図(がけ断面図も含む。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(事前相談)

第6条 前条の規定により申請をしようとする者は、当該申請を行おうとする前年度の6月末日までに、市長に事前相談を行わなければならない。

2 前項の事前相談の際には、当該事業の対象建築物が住宅であること及び建築年を証明する書類を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付申請があった場合において、その申請に係る書類その他必要な事項を審査し、適当と認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の変更、廃止及び中止)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「事業者」という。)は、事業に要する経費の配分又は事業内容を変更しようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 事業者は、事業を廃止又は中止しようとするときは、速やかに、がけ地近接等危険住宅移転事業の廃止(中止)申請書(別記第4号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

3 事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項若しくは第2項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合において、その内容を調査し、補助金の交付の決定の内容を変更する必要があると認めるときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更通知書（別記第5号様式）により当該事業者へ通知するものとする。

（着手及び完了届）

第9条 事業者は、事業に着手し、又は完了したときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業（着手・完了）届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 事業者は、事業が完了したときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 事業者は、前条に規定する交付すべき補助金を受けようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第13条 事業者は、移転事業の実施状況を明らかにする書類、当該事業に係る収支についての状況を明らかにする書類その他の関係書類を整備しておかなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第14条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）第7条に規定する条件に違反したとき。

（3）事業の施工方法が不相当と認められるとき。

（4）がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金を受けた者に対して、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（跡地の整備）

第15条 市長は、移転事業実施後の跡地についてその事業者に対して健全な利用に資する形質の変更がなされるよう指導するものとする。

（報告及び指導）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して報告を求め、又は事業の実施に関して必要な指導をすることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、国の定める社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編交付対象事業の要件16－(12)－③がけ地近接等危険住宅移転事業の3に規定する事業計画が周南市において策定された日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、事前相談その他の必要な準備行為を行うことができる。

別表（第3条関係）

経費区分	補助事業の内容	補助対象額	補助率
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については1戸当たり「令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号、国住市第101号国土交通事務次官通知）第9により算出した除却工事費、かつ、市が補助する額（予算内）を限度とする。その他除却等に要する費用（動産移転費等）については1戸当たり975千円、かつ、市が補助する額（予算内）を限度とする。	1 / 4
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費 (建物助成費)	移転を行う者に対して危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用（消費税及び地方消費税を除く。）を交付する事業	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）、かつ、市が補助する額（予算内）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）、かつ、市が補助する額（予算内）を限度とする。	1 / 4

別記第1号様式（第5条関係）

別記第1号様式（第5条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

住所 法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地

申請者 氏名 〔 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名 〕

がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助金の交付を受けたいので、周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助年度	年度	2 補助金の交付申請額	円
3 補助対象事業の目的及び内容			
4 移転先住所			
5 補助対象事業完了の予定期日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日		
6 補助対象事業の実施計画			
7 確認事項 （記載事項を確認し、チェックボックスに「レ」をつけてください）	☐ 所有者が、周南市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員である場合、交付申請をすることはできません。 ☐ 対象となる事業が、山口県又は周南市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を受けている場合、交付申請をすることはできません。		
8 添付書類	(1) 補助対象住宅等に係る登記事項証明書その他補助対象住宅等の所有者が確認できるもの（申請日から3月以内に交付されたものに限る。） (2) 補助対象住宅等の所有者について、本市市税の滞納がないことを証する書類（申請日から3月以内に交付されたものに限る。） (3) 危険住宅の除却等に要する経費内訳書 (4) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修に要する経費内訳書 (5) 危険住宅及び移転先の位置図（がけ断面も含む。） (6) 写真 (7) 関係見積書 (8) 補助対象住宅等の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。） (9) 省エネ基準に適合していることが確認できるもの (10) その他		

別記第2号様式（第7条関係）

別記第2号様式（第7条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日

様

周南市長

国

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付については、次のとおり交付することを 年 月 日に決定したので、周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 補 助 年 度	年度	2 補 助 金 の 交付決定額	円
3 補助対象事業の 名 称	がけ地近接等危険住宅移転事業		
4 交 付 の 条 件	(1) 補助金は、補助対象事業の目的以外に使用してはならないこと。 (2) 補助対象事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をするときは、市長の承認を受けること。 (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (5) 補助対象事業の施工については、事故の防止に努め、特に近隣の住民に対しては、細心の注意を払うこと。 (6) 補助対象事業に関する書類は、当該事業終了年度の翌年度から起算して、10年間保存すること。		
5 そ の 他	(1) 補助対象事業が完了したときは、速やかに市長にがけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書を提出すること。 (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、市の監査委員が、補助事業等の出納その他について監査をすることがある。 (3) 地方自治法第221条第2項及び周南市補助金等交付規則第25条の規定により、市長が、補助事業の状況を調査し、又は報告を求めることがある。		

別記第3号様式（第8条関係）

別記第3号様式（第8条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住所 { 法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地 }
氏名 { 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名 }

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付申請額	変更前	円
			変更後	円
3 補助対象事業 の変更内容				
4 変更後の着手 及び完了の 予定年月日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日			
5 変更の理由				
6 添付書類	(1) 変更後の危険住宅の除却等に要する経費内訳書 (2) 変更後の危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修に要する経費内訳書 (3) 変更後の危険住宅移転先の位置図（がけ断面も含む。） (4) 変更後の関係見積書事業計画書 (5) 交付決定通知書の写し (6) その他			

別記第4号様式（第8条関係）

別記第4号様式（第8条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業の廃止（中止）申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住所 〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地 〕
氏名 〔 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名 〕

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり補助事業を廃止（中止）したいので、周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付決定額	円
3 廃止（中止）の 年 月 日	年 月 日		
4 廃止（中止）の 理 由			
5 今後再施工の 見込みがある ときはその内 容 及 び 時 期			
6 添 付 書 類	(1) がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書の写し (2) その他		

別記第5号様式（第8条関係）

別記第5号様式（第8条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更通知書

第 年 月 号 日

様

周南市長

図

年 月 日付けで申請（報告）のありました補助事業等の変更（中止・廃止）については、年 月 日に次のとおり交付決定の内容を変更したので、周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付決定額	変更前	円
			変更後	円
3 補助対象事業 の 名 称	がけ地近接等危険住宅移転事業			
4 補助対象事業 の 変 更 内 容				
5 補助金の交付 予 定 年 月 日	変更前			
	変更後			
6 変 更 の 理 由				

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業（着手・完了）届

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住所 〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地 〕
氏名 〔 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名 〕

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり補助事業を（着手・完了）したので、周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、届け出ます。

1 補 助 年 度	年度	2 補 助 金 の 決 定 額	円
3 補助対象事業の場所			
4 事業着手又は完了の年月日	着手・完了 年 月 日		

別記第7号様式（第10条関係）

別記第7号様式（第10条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地〕
氏名 〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名〕

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

1 補助年度	年度	2	補助金 交付決定額	円
			補助金 精算額	円
3 補助対象事業 の実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日			
4 移転先 地名地番				
5 添付書類	(1) がけ地近接等危険住宅移転事業費精算書 (2) 移転住宅の位置図、配置図（平面図含む。） (3) 図面及び写真（写真は原則として、施工前・施工後のものを添付すること。） (4) その他 ア 除却等については、施工業者の請求書等の写し イ 建物助成については、金融機関等からの融資契約の写し、これに係る証明書			

別記第 8 号様式（第11条関係）
別記第 8 号様式（第 11 条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書

第 年 月 日

様

周南市長



年 月 日付けで実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金の額を 年 月 日に確定したので、周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

1 補 助 年 度	年度	2 補 助 金 の 交 付 確 定 額	円
3 補助対象事業 の 名 称	がけ地近接等危険住宅移転事業		
4 交 付 決 定 額 補 助 金 額	円 [がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 交付決定通知書 第 年 月 日]		

別記第9号様式（第12条関係）

別記第9号様式（第12条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住所 〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地 〕
氏名 〔 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名 〕

年 月 日付け第 号で決定のあった、周南市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金を、次のとおり請求します。

1 補助年度	年度	2 交付請求額	円
3 補助金の交付決定額		円	〔 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書 第 年 月 日 号 〕
4 補助金の交付補助決定額		円	〔 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書 第 年 月 日 号 〕